

⑥危険空家等除却補助

危険空き家の解体を促進するため、事業者を利用した空き家の解体費用の一部を補助します

○補助対象となる経費

・危険空き家を解体・撤去する費用

対象経費の 1 / 2



上限**50**万円

注意：必ず工事着工**前**に補助金の申請をしてください

補助申請には、次の要件を全て満たす必要があります

対象者

- ☐ 空き家の所有者・相続人、土地の所有者（いずれも個人）
- ☐ 補助対象空き家の所有者又は相続人の同意を受けた個人
- ☐ その他市長が認める個人
- ☐ 市税の滞納がないこと
- ☐ 申請した年度の3月10日までに実績報告ができること

対象物件

- ☐ 鹿島市内にある一戸建ての空き家（市の空家台帳登録物件）
- ☐ 市の判定基準を満たした空き家
- ☐ 居住の用に供された建築物（店舗併用も含む）
- ☐ 事業者を活用して解体を行う空き家

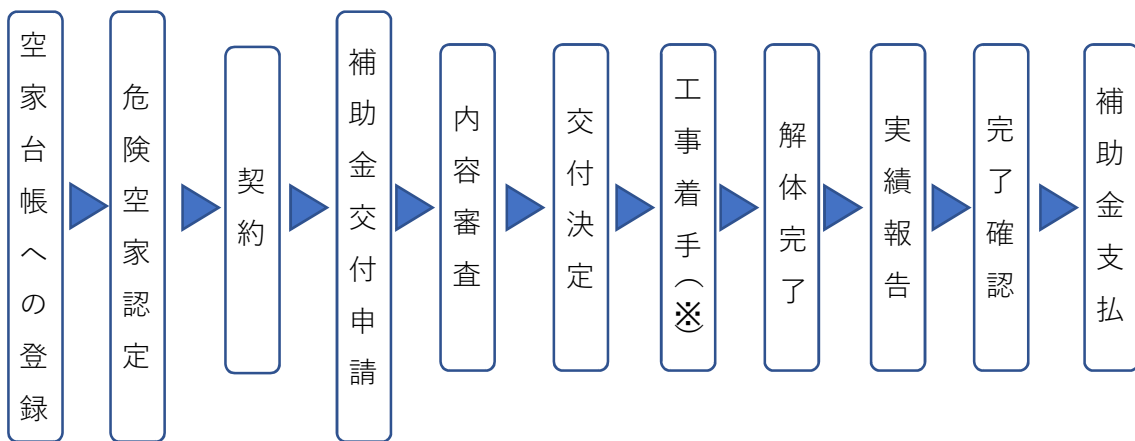
※なお、事前に不良度判定のための現場確認を実施します

市の判定基準を満たす建物かどうか、判定するため、補助申請前に**危険空家認定**の申請をしてください。

【申請に必要な書類】

- ・認定申請書
- ・建物の位置図
- ・建物の平面図または外観写真
- ・誓約書

補助金交付の流れ



※工事着手後に金額の変更などがある場合は、変更申請が必要です

○申請時に必要な書類 注：必ず工事着手前に補助金の申請をしてください

No	必要書類	備考
1	補助金交付申請書	市HPからダウンロードできます
2	現在の所有者の確認ができるもの	・登記事項証明書(法務局で取得可) ・名寄帳兼課税台帳(税務課で取得可) ※どちらかを提出してください。
3	工事請負契約書の写し	契約内容が確認できる書類
4	市税等に滞納がないことを証明する書類	各市区町村の税担当課で取得できます 納税義務のある市区町村のものを提出ください
5	誓約書	市HPからダウンロードできます
6	建設業法に基づく許可若しくは建設リサイクル法に基づく登録を証する書類 ※建設リサイクル法の届出書の写し	建設業法の場合、土木工事業・建設工事業・解体工事業のいずれかの許可を受けたもの ※床面積80㎡以上は届出が必要です

○実績報告時に必要な書類 報告期限：3月10日まで

No	必要書類	備考
1	実績報告書	市HPからダウンロードできます
2	領収書の写し	契約相手先から発行されたもの
3	解体状況の写真	解体前・解体中・解体後の状況が分かる写真を提出ください
4	※再資源化等報告書の写し	※建設リサイクル法届出工事の場合

佐賀県鹿島市建設住宅課 住宅係

問合せ先 ☎0954(63)3415 📠0954(63)2313

Mail : juutaku@city.saga-kashima.lg.jp